

## 協議第28号

### 介護保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="252 546 1399 680">1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li><li data-bbox="252 689 1399 869">2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</li><li data-bbox="252 878 1399 967">3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</li><li data-bbox="252 976 1399 1111">4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="274 1021 1399 1066">(1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。</li><li data-bbox="274 1066 1399 1111">(2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</li></ol></li><li data-bbox="252 1120 1399 1164">5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</li></ol>	

「協議第28号 介護保険事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い
調整の内容	<p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</p> <p>5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</p>

一

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
介護保険事業計画	<p>【幕別町介護保険事業計画】 老人保健計画及び老人福祉計画と一体的に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度 3年ごとに見直し</li> <li>・計画の概要 介護保険制度の円滑な遂行を図るため、サービス提供体制の確保や効率的な制度運営の実施に関する計画</li> </ul>	<p>【更別村介護保険事業計画】 老人保健福祉計画と一体的に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度 3年ごとに見直し</li> <li>・計画の概要 介護保険制度の円滑な遂行を図るため、サービス提供体制の確保や効率的な制度運営の実施に関する計画</li> </ul>	<p>【忠類村介護保険事業計画】 老人保健福祉計画と一体的に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度 3年ごとに見直し</li> <li>・計画の概要 介護保険制度の円滑な遂行を図るため、サービス提供体制の確保や効率的な制度運営の実施に関する計画</li> </ul>	<p>平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況						調整の具体的内容
	幕別町		更別村		忠類村		
第1号被保険者の介護保険料	<b>【保険料率】</b> ・ 基準月額 2,950円 (平成15年度～平成17年度) ・ 所得段階別保険料率 第1段階 年額 17,700円 (基準月額×0.5×12月) 第2段階 年額 26,500円 (基準月額×0.75×12月) 第3段階 年額 35,400円 (基準月額×1×12月) 第4段階 年額 44,200円 (基準月額×1.25×12月) 第5段階 年額 53,100円 (基準月額×1.5×12月) 100円未満の端数切捨		<b>【保険料率】</b> ・ 基準月額 3,550円 (平成15年度～平成17年度) ・ 所得段階別保険料率 第1段階 年額 21,300円 (基準月額×0.5×12月) 第2段階 年額 31,900円 (基準月額×0.75×12月) 第3段階 年額 42,600円 (基準月額×1×12月) 第4段階 年額 53,200円 (基準月額×1.25×12月) 第5段階 年額 63,900円 (基準月額×1.5×12月) 100円未満の端数切捨		<b>【保険料率】</b> ・ 基準月額 2,934円 (平成15年度～平成17年度) ・ 所得段階別保険料率 第1段階 年額 17,600円 (基準月額×0.5×12月) 第2段階 年額 26,400円 (基準月額×0.75×12月) 第3段階 年額 35,200円 (基準月額×1×12月) 第4段階 年額 44,000円 (基準月額×1.25×12月) 第5段階 年額 52,800円 (基準月額×1.5×12月) 100円未満の端数切捨		第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。
	所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
	区分	世帯全員が市町村 村民税非課税で 本人が生活保 護・老齢福祉年金 受給者等	世帯全員が市町 村民税非課税	市町村村民税課税 世帯で本人が市 町村村民税非課税	本人が市町村民 税課税(合計所得 金額が200万円未 満)	本人が市町村民 税課税(合計所得 金額が200万円以 上)	
	<b>【納期(普通徴収)】</b> 第1期 6月16日～30日 第2期 8月16日～31日 第3期 10月16日～31日 第4期 12月1日～25日		<b>【納期(普通徴収)】</b> 第1期 7月11日～31日 第2期 9月11日～30日 第3期 11月11日～30日 第4期 翌年1月11日～31日		<b>【納期(普通徴収)】</b> 更別村と同一		介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
介護保険料減免制度	該当なし	該当なし	<p>【対象者】</p> <p>65歳以上の高齢者のみの世帯に属する第1号被保険者で、世帯員の収入が次に掲げる額以下で、かつ世帯員保有の資産等を活用しても生活に困窮していること(生活保護受給世帯は除く)</p> <p>単身世帯 65万円  2人世帯 110万円  3人以上世帯  3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額</p> <p>【減免額の割合】</p> <p>介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者(老齢年金受給者等)  保険料の額の3分の2</p> <p>介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者(市町村民税非課税世帯)  保険料の額の2分の1</p>	事業のあり方について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
介護保険利用者 負担軽減制度				
国の制度	<p>【障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象サービス 訪問介護事業</li> <li>・対象者 所得税非課税世帯で介護保険法施行前の概ね1年間に障害者施策のホームヘルパーの派遣を利用していた者で介護保険の対象となった者等</li> <li>・軽減額 利用者負担の10分の7</li> </ul> <p>【社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象サービス ア.訪問介護サービス イ.通所介護サービス ウ.短期入所福祉施設サービス エ.指定介護老人福祉施設サービス</li> <li>・対象者 町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者に準ずる者 生活保護受給者を除く</li> </ul>	<p>【障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業】</p> <p>幕別町と同一</p>	<p>【障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業】</p> <p>幕別町と同一</p> <p>【社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業】</p> <p>幕別町と同一</p>	<p>忠類村の例により、合併時に統合する。</p>

区 分		現 況			調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	
介護保険利用者負担軽減制度（つづき）	国の制度（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減免額 利用者負担の2分の1軽減から免除まで（社会福祉法人等が減免）</li> <li>・ 町負担額 減免総額から、利用者負担の1%を控除した額の2分の1</li> </ul>		<p>【離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象サービス 訪問介護サービス</li> <li>・ 対象者 村民税本人非課税者 生活保護受給世帯を除く</li> <li>・ 減免額 利用者負担の10分の1（社会福祉法人等が減免）</li> <li>・ 村負担額 減免総額から、利用者負担（特別地域加算相当分）の1%を控除した額の2分の1</li> </ul>	
	町村独自の制度	<p>【訪問介護利用者に対する軽減措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象サービス 訪問介護サービス</li> <li>・ 対象者 生計中心者の所得税非課税世帯</li> </ul>	<p>【介護保険サービス利用者負担額軽減事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象サービス 訪問介護サービス 訪問入浴・通所介護サービス</li> <li>・ 対象者 村民税非課税世帯（生活保護</li> </ul>	<p>【介護支援助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象サービス 居宅サービス 施設サービス</li> <li>・ 対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯</li> </ul>	合併時に再編する。

区 分		現 況			調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	
介護保険利用者負担軽減制度（つづき）	町村独自の制度（つづき）	<p>で介護保険法施行後の利用者</p> <p>・ 軽減額 利用者負担の10分の4</p>	<p>受給世帯を除く）</p> <p>・ 助成額 訪問介護サービス 利用者負担の10分の7以内 訪問入浴介護・通所介護サービス ア. 利用者の資産等が372万円以上の者 利用者負担の10分の5以内 イ. 利用者の資産等が372万円以下の者 利用者負担の10分の7以内</p>	<p>で、世帯の収入が次に掲げる額以下の世帯（生活保護受給世帯を除く） 単身世帯 65万円 2人世帯 110万円 3人以上世帯 3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額</p> <p>・ 助成額 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者（老齢年金受給者等） ア. 居宅サービス利用者負担の全額 イ. 施設サービス利用者負担の2分の1 介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者（市町村民税非課税世帯） ア. 居宅サービス利用者負担の2分の1 イ. 施設サービス利用者負担の3分の1</p>	
	居宅介護支援事業所	<p>【幕別町居宅介護支援事業所】</p> <p>・ 事業実施地域 幕別町全域</p>	<p>該当なし 更別村社会福祉協議会が事業所指定を受けて運営</p>	<p>【忠類村居宅介護支援事業所】</p> <p>・ 事業実施地域 忠類村全域 現在、休止中</p>	

## 介護保険制度の概要

だれもが介護が必要になっても安心して、自分らしく暮らせる老後を望んでいます。本格的な高齢化社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、家族だけで介護することは難しくなっています。こうした介護を社会全体で支える「介護保険制度」が平成12年4月1日からスタートしました。

### 制度の運営主体

最も身近な行政単位である市町村が保険者として制度を運営します。

### 制度に加入する方

40歳以上の方が、介護保険の被保険者となります。

被保険者は、年齢により2種類に分けられます。

第1号被保険者：65歳以上の方

第2号被保険者：40歳以上65歳未満の方で医療保険に加入している方

### サービスを受けられる方

日常生活において常に介護を要する寝たきりの状態等（要介護状態）や、食事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった方です。

本人の心身の状態により、要介護状態等が次の6つのランクに分けて設定されています。

区分	平均的な状態例
要支援	・居室の掃除や入浴など身の回りの世話の一部で何らかの介助を必要とする方 ・立ち上がりや片足での立位保持に何らかの支えを必要とすることがある方
要介護1	・身だしなみや居室の掃除など身の回りの世話の一部で何らかの介助を必要とする方 ・立ち上がりや片足での立位保持に何らかの支えを必要とする方 ・問題行動や理解力の低下が見られることがある方
要介護2	・身だしなみや居室の掃除など身の回りの世話全般に何らかの介助を必要とする方 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする方 ・排泄や食事に何らかの介助を必要とする方
要介護3	・身だしなみや居室の掃除など身の回りのことが自分一人ではできない方 ・立ち上がりや片足での立位保持などが自分一人ではできない方 ・排泄が自分一人ではできない方 ・いくつかの問題行動や理解力の低下がみられることがある方
要介護4	・立ち上がりや片足での立位保持などがほとんどできない方 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分一人ではできない方 ・排泄にほとんどの介助が必要である方 ・多くの問題行動や全般的な理解力の低下がみられる方
要介護5	・歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない方 ・排泄や食事にほとんどの介助が必要である方 ・多くの問題行動や全般的な理解力の低下がみられる方



## 利用できるサービス一覧

介護保険で利用できるサービスには、在宅サービスが16種類、施設サービスが3種類あります。

在宅サービス（要介護者、要支援者が利用できます。）

訪問によるサービス	
	訪問介護（ホームヘルプサービス）
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
通所して受けるサービス	
	通所介護（デイサービス）
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護（ショートステイサービス）
	短期入所療養介護
その他の在宅サービス	
	痴呆対応型共同生活介護
	特定施設入所者生活介護
	福祉用具貸与
	福祉用具購入
	住宅改修
	居宅介護支援
	市町村特別給付

要支援者は、痴呆対応型共同生活介護を利用することができません。

施設サービス（要介護者が利用できます。）

生活介護が中心におこなわれる施設	
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護・リハビリが中心におこなわれる施設	
	介護老人保健施設
医療が中心におこなわれる施設	
	介護療養型医療施設

## サービスの利用料

介護保険サービスを利用したときは、かかった費用の1割を自己負担することになります。また、施設に入所した場合は、費用の1割のほかに食事代なども負担しなければなりません。

また、介護保険サービスは、無制限に利用できるものではなく、要介護度に応じた上限額が設定されています。

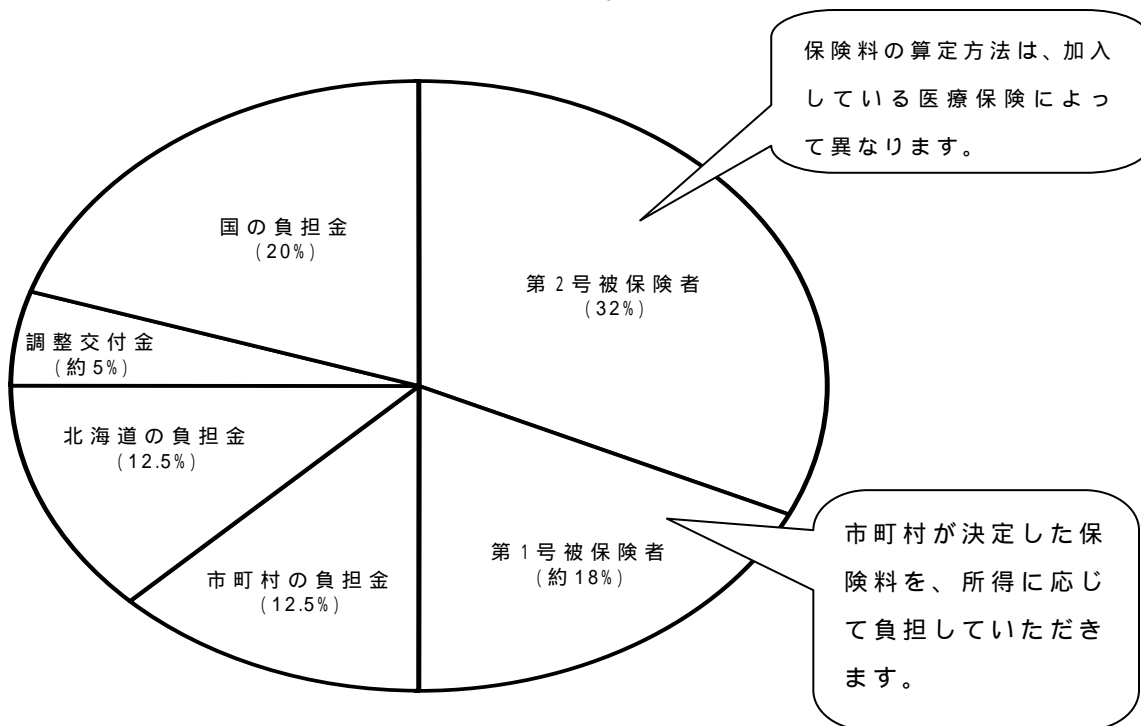
この利用（支給）限度額の範囲内で介護保険サービスを利用したときは1割の自己負担で利用できます。しかし、利用（支給）限度額を超えて介護保険サービスを利用したときは、超えた分を全額自己負担しなければなりません。

### 負担が高額になったとき

1カ月あたりの自己負担分が一定の限度額を超えた場合には、高額介護サービス費として、超えた分が払い戻され、低所得者の方には、その限度額が減額され負担が重くなりすぎないように仕組みになっています。

### 介護保険費用と保険料

介護保険にかかる費用は、利用者が介護サービスを利用するときの1割負担を除いた（9割相当分）半分を公費（税金）で負担し、半分を保険料で負担することとされています。



上図は1割の利用者負担控除後の9割分の負担割合。

#### 第1号被保険者の保険料（65歳以上）

市町村の介護サービス水準（サービス量や利用者数）が大きく影響し、これに必要な介護保険費用の約18%分を市町村の65歳以上人口で人数

割りして算定します。(サービス水準が高ければ、介護保険にかかる費用全体を押し上げ、保険料も高くなります。)

保険料は、年金を年額18万円(月額1万5千円)以上受給されている方は、年金から天引きされることとなります。年金が年額18万円未満の方は、口座振替などで納めていただくこととなります。

#### 第2号被保険者の保険料(40歳～64歳)

加入している医療保険の算定方法に基づいて算定され、医療保険料と一緒に徴収されます。保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められた後、介護保険費用の32%分が社会保険診療報酬支払基金から市町村へ交付されます。(平成15～17年度については、政令に32%と規定されています。)

#### 第1号被保険者の保険料

保険料は、次のように所得に応じて保険料の年額を算定します。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
区分	世帯全員が市町村民税非課税で本人が生活保護・老齢福祉年金受給者等	世帯全員が市町村民税非課税	市町村民税課税世帯で本人が市町村民税非課税	本人が市町村民税課税(合計所得金額が200万円未満)	本人が市町村民税課税(合計所得金額が200万円以上)
	A円×0.5	A円×0.75	A円×1	A円×1.25	A円×1.5

A円は、保険料基準月額に12月を乗じた額です。

保険料の年額は、算定した額の100円未満の端数を切り捨てます。

## 介護保険事業の取扱いに関する法令

### ○介護保険法（平成9年法律第123号）

#### （介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

#### （保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

#### （基本指針）

第116条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項

次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村

が必と認める事項

- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人要福祉計画、老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（保険料）

- 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
  - 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
  - 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

## 先進事例

### 西東京市(東京都)

- (1) 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。
- (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度についてはそれぞれ旧市の例による。

### さぬき市(香川県)

- (1) 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- (2) 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- (3) 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (4) 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- (5) 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- (6) 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

### おおさきかみしまちょう 大崎上島町(広島県)

被保険者の資格管理等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

要介護認定・要支援認定にかかわる事務について、認定審査の実施方法については現行のとおりとする。認定審査会については、現行の機関の共同設置に係る規約を合併の前日に廃し、当該事務を新町に引き継ぐ。

保険給付にかかわる事務については、3町に相違がないので現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務については、平成14年度末までに3町を一体化とした介護保険事業計画を策定し、新町に引き継ぐ。

保険料の徴収にかかわる事務について、第1号被保険者の保険料については、今後介護保険事業計画の見直し時に再算定する。第1号被保険者の普通徴収納期については、合併時に木江町の第1期・第4期の納期を大崎町、東野町にあわせる。

南アルプス市(山梨県)

介護保険の取り扱いについては、次のようにする。

- (1) 被保険者の資格管理等にかかわる事務については、6町村に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。
- (2) 市町村介護保険事業計画の策定については、6町村を一体化とした計画を策定し、平成15年度からの保険料を設定する。

富士河口湖町(山梨県)

介護保険事業計画については、合併する年度の末までに、新たな介護保険事業計画を策定する。

第1号被保険者の保険料については、合併する年度の翌年度から新保険料を設定する。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。

第1号被保険者の普通徴収の納期については、合併する年度の翌年度から8期とする。

いなべ町(三重県)

被保険者の資格管理等に係わる事務については、4町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。

保険給付の内容については、4町に相違がないため、現行とおり新町に引き継ぐものとする。

保険料については、適正な保険料を算定し、統一するものとする。

普通徴収納期については、統一をはかるものとする。